

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成28年4月10日 14時25分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県長崎市樺島 ^{かば} 南東方沖 樺島灯台から真方位126°2,120m付近 (概位 北緯32°32.4′ 東経129°47.7′) |
| 事故の概要 | プレジャーボートやよい丸は、漂泊中、至近を通過した第二十八金栄丸 ^{きんえい} 押船列の航走波を受け、転覆した。 やよい丸は、船外機の濡損等を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年4月13日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 押船 第二十八金栄丸、135トン 135582、株式会社有明商事 B バージ 第38金栄丸、約3,969トン なし、株式会社有明商事 C プレジャーボート やよい丸、5トン未満 292-38949長崎、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 航海士A、六級（航海） C 船長C、一級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A なし B なし C 船外機及び計器に濡損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | A船は、B船に結合して押船列を構成し、航海士Aが船橋当直につき、約12ノットの対地速力で自動操舵により西進していた。 航海士Aは、レーダーを作動させ、船首方にガントリークレーンによる死角が生じて水平線が見えない状況下、船橋中央部に立って見張りを行っていたが、目視及びレーダーでC船を視認することができなかった。 C船は、船首からシーアンカーを投入し、釣りをして漂泊していた。 船長Cは、東方約1kmのところA船押船列を認め、動静を見守っていたところ、同押船列が約30mのところ接近したので危険を感じ、機関を始動して移動したものの、シーアンカーのロープがプロペ |

| | |
|-----------|--|
| | <p>ラに絡索して少ししか移動できず、同押船列が左舷側至近を通過するのを認めた直後、C船が転覆し、落水した。</p> <p>A船押船列及びC船には、両船の衝突を示す損傷を確認することができなかった。</p> <p>船長Cは、救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | <p>A船押船列は、航海士Aが、船首方にガントリークレーンによる死角が生じて水平線が見えない状況下、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、C船に気付かずに航行し、C船の左舷側至近を通過し、C船が転覆したものと考えられる。</p> <p>C船は、船長Cが、A船押船列の接近に気付き、機関を使用して移動しようとしたものの、シーアンカーのロープが絡索して少ししか移動できず、A船押船列が左舷側至近を通過し、A船押船列の航走波を受けて転覆したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、航海士Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、A船押船列がC船の左舷側至近を通過し、C船がA船押船列の航走波を受けて転覆したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りを行い、航走波が付近の船舶に影響を及ぼすことがあることに留意すること。 |